

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）の概要について

1. 趣旨

平成27年4月の施行を目指している、子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。  
(確認制度)

この確認制度において、教育・保育施設は、

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと

が求められ、このうち、運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例として策定する必要があります。

したがって、条例を定めるに当たり、本庄市の運営基準案について説明します。

2. 概要

利用定員に関する基準	
利用定員 <b>【従】</b>	特定教育・保育施設は、その利用定員を20名以上とする。 利用定員の区分は 幼稚園・・・満3歳以上の就学前子ども 保育所・・・満3歳以上の就学前子どもであって保育の必要のある子ども及び満3歳未満の就学前子どもであって保育の必要のある子ども 認定こども園・・・上記各区分 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (解説) 子ども・子育て支援法第19条 第1項第1号に規定される子ども・・・幼稚園、認定子ども園の利用 第1項第2号に規定される子ども・・・保育所、認定子ども園の利用 第1項第3号に規定される子ども・・・保育所、認定子ども園の利用 ※柔軟な対応をするため、特例利用もあり。

運営に関する基準	
内容及び手続の説明および同意 (説明及び同意義務) <b>【従】</b> (内容及び同意の方法) <b>【参】</b>	施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して、事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。

	<p>事前説明の項目は、施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間、利用者負担、実費徴収の項目。</p> <p>事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p> <p>(解説)</p> <p>保護者もこうした情報をあらかじめ参考にした上で、施設を選択し、利用を希望することが見込まれる。</p>
<p>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（提供拒否の禁止、選考方法、優先利用）</p> <p>【従】</p>	<p>利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこととする。</p> <p>利用定員を上回る利用申し込みがあった場合においては、教育標準時間認定を受けた子どもの場合、公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>保育認定を受けた子どもの場合、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう市町村が利用調整を行う。</p> <p>(解説)</p> <p>選考方法については、あらかじめ明示しておく。</p> <p>教育標準時間認定を受けた子どもの選考の基準・・・抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念など</p> <p>保育認定を受けた子どもの優先利用・・・ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、虐待やDVのおそれがある場合、子どもが障害を有する場合、育児休業明け、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合、小規模保育事業などの卒園児童など。</p> <p>(解説)</p> <p>正当な理由については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。</p>
<p>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（教育・保育提供困難時の措置）【参】</p>	<p>利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならない。</p> <p>(解説)</p> <p>職員の配置ができず、教育・保育の提供を拒否する場合に、他の近</p>

	隣施設を紹介するなど。
あっせん、調整及び要請に対する協力【従】	特定教育・保育施設は、市町村又は他の施設・事業者が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
受給資格等の確認【参】	<p>受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認を行うこととする。</p> <p>(解説)</p> <p>支給認定書証によって確認する事項</p> <p>① 支給認定の有無</p> <p>② 区分（第1号～第3号認定）</p> <p>③ 支給認定の有効期間及び保育必要量</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
支給認定の申請に係る援助【参】	<p>特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
心身の状況等の把握【参】	<p>特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、環境等の利用状況等の把握に努めなければならないこととする。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
小学校との連携【参】	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>現行では、子どもの育ち等に関わる事項を記入した「児童要録」を</p>

	<p>小学校へ提出するなどのように、連携を図っている。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
<p>教育・保育の提供の記録</p> <p>【参】</p>	<p>特定教育・保育を提供した際には、提供日、内容等を記録しなければならないこととする。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
<p>利用者負担額等の受領【従】</p>	<p>特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>また、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。その場合は、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由について保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p> <p>(解説)</p> <p>実費徴収、実費以外の上乗せ徴収費用は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</li> <li>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 食事の提供に要する費用</li> <li>④ 特定教育・保育施設に通う際の提供に要する費用</li> <li>⑤ ④の他、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ol>
<p>施設型給付費等の額に係る通知等</p> <p>【参】</p>	<p>施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>特定教育・保育の取扱方針【従】</p>	<p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p>
<p>特定教育・保育に関する評価等</p> <p>【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、自ら保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととし、また、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととする。</p>

	<p>(解説)</p> <p>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、に対して求める方向とする。</p> <p>施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。</p>
	<p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
<p>相談及び援助【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>緊急時等の対応【参】</p>	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>支給認定保護者に関する市町村への通知【参】</p>	<p>保護者が偽りや、その他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は、受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。</p>
<p>運営規程【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は運営規程において定めるべき重要事項に関する規程として、以下のような事項について定めておかなければならない。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</p> <p>※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。</p> <p>※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。</p> <p>⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）</p> <p>⑥利用定員</p> <p>※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める。</p> <p>⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）</p>

	<p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p> <p>(解説)</p> <p>施設法において求めている学則、運営の方法との関係も踏まえ、介護保険制度、障害児支援制度等を参考にしながら、定めたもの。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
勤務体制の確保等【参】	<p>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
定員の遵守【参】	<p>利用定員を超えて特定教育・保育の提供は行ってはならない。</p> <p>(解説)</p> <p>年度途中の需要増大への対応、災害、虐待等やむを得ない場合には、この限りではない。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
掲示【参】	<p>施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項について、掲示しなければならない。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
支給認定子どもを平等に取り扱う原則【従】	<p>入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</p>
虐待等の禁止【従】	<p>職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
懲戒に係る権限の乱用禁止【従】	<p>懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>

<p>秘密保持等【従】</p>	<p>特定教育・保育施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。</p>
<p>情報の提供等【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、保護者が適切な選択ができるように、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。また、施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
<p>利益供与の禁止【参】</p>	<p>小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの代償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととする。</p> <p>(解説)</p> <p>施設を紹介することの代わりに、金品などを渡すことを禁止する。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
<p>苦情解決【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。その場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、苦情に関して市町村が実施する事業に協力し、市町村が行う調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。</p>
<p>地域との連携等【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>

<p>事故発生の防止及び発生時の対応【従】</p>	<p><b>【事故の発生（再発）防止】</b></p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <p><b>【事故発生時の対応】</b></p> <p>① 事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。</p> <p>②事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</p> <p>③ 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p>
<p>会計の区分【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
<p>記録の整備【参】</p>	<p>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する下記記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないこととする。</p> <p>① 特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>② 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>

<p>特例施設型給付に関する基準</p>	
<p>特別利用教育・保育の基準【従】</p>	<p>保育所が、教育標準認定の子どもを利用させる場合には、保育所の認可基準を遵守しなければならない。</p>

	<p>その場合には、当該保育所での利用定員を超えないものとする。</p> <p>また、幼稚園が、保育認定の子どもを利用させる場合には、幼稚園の基準を遵守しなければならない。</p> <p>その場合には、当該幼稚園での利用定員を超えないものとする。</p>
	<p>(解説)</p> <p>特別利用教育とは、3歳以上の保育認定子どもに対して提供されるものをいう。</p> <p>特別利用保育とは、3歳以上の教育認定子どもに対して提供されるものをいう。</p>

特定地域型保育事業者の利用定員に関する基準

<p>利用定員【従】</p>	<p>家庭的保育事業は利用定員を1人以上5人以下とする。</p> <p>小規模保育事業A型及びB型は利用定員を6人以上19人以下とする。</p> <p>小規模保育事業C型は利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>居宅訪問型保育事業は利用定員を1人とする。</p> <p>上記利用定員は、事業所ごとに0歳と1～2歳の子どもに区分して定めるものとする。</p>
	<p>(解説)</p> <p>事業所内保育事業については、従業員以外の保育認定の子どもを受け入れ、定員は定めない。</p>

特定地域型保育事業者の運営に関する基準

<p>内容及び手続の説明および同意  (説明及び同意義務)【従】  (内容及び同意の方法)【参】</p>	<p>特定地域型保育事業者は適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>事前説明の項目は、施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間、利用者負担、実費徴収の項目。</p> <p>事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>
--	--

	<p>(解説)</p> <p>保護者もこうした情報をあらかじめ参考にした上で、施設を選択し、利用を希望することが見込まれる。</p>
<p>正当な理由のない提供拒否の禁止等（提供拒否の禁止、選考方法、優先利用）【従】</p>	<p>利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこととする。</p> <p>利用定員を上回る利用申し込みがあった場合においては、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもを優先的に選考する。</p>
	<p>(解説)</p> <p>選考方法については、あらかじめ明示しておく。</p>
<p>正当な理由のない提供拒否の禁止等（保育提供困難時の措置）【参】</p>	<p>利用申し込みに対して、提供体制の確保が困難な場合や特定地域型保育事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な施設・事業者を紹介するなどの適切な措置を講じなくてはならない。</p>
	<p>(解説)</p> <p>職員の配置ができず、保育の提供を拒否する場合に、他の近隣施設を紹介するなど。</p>
<p>あっせん、調整及び要請に対する協力【従】</p>	<p>特定地域型保育事業者は、市町村又は他の施設・事業者が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>心身の状況等の把握【参】</p>	<p>特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、環境等の利用状況等の把握に努めなければならないこととする。</p>
	<p>(検討)</p> <p>国の基準に従うことによろしいか。</p>
<p>特定教育・保育施設等との連携【従】</p>	<p>特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならないこととする。</p>
	<p>(解説)</p> <p>連携施設は、集団保育の機会、保育内容に関する相談、助言等の支援、代替保育、卒園後の受け入れなどの支援を行う。</p> <p>居宅訪問型保育を行う者は、障害により集団保育が困難である場合には、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設を確保する。</p> <p>20人以上の事業所内保育事業者は連携協力を求めることを要しない。</p>

<p>特定教育・保育施設等との連携(保育提供終了後の円滑な接続)【参】</p>	<p>情報の提供、その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならないこととする。</p>
<p>利用者負担額等の受領【従】</p>	<p>特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>また、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。その場合は、特定地域型保育事業者においてあらかじめ額や理由について保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p> <p>(解説)</p> <p>実費徴収、実費以外の上乗せ徴収費用は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</li> <li>② 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 特定地域型保育事業所に通う際の提供に要する費用</li> <li>④ 上記の他、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ol>
<p>特定地域型保育の取扱方針【従】</p>	<p>特定地域型保育事業者は、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならないこととする。</p>
<p>特定地域型保育に関する評価等【参】</p>	<p>自ら保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととし、また、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととする。</p>
<p>運営規程【参】</p>	<p>特定地域型保育事業者は運営規程において定めるべき重要事項に関する規程として、以下のような事項について定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する特定地域型保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④教育地域型保育の提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)</li> <li>⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)</li> <li>⑥利用定員</li> </ol> <p>※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める。</p>

	<p>⑦特定地域型保育事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>
勤務体制の確保等【参】	<p>特定地域型保育事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。</p> <p>（検討）</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
定員の遵守【参】	<p>利用定員を超えて特定地域型保育事業の提供は行ってはならないこととする。</p> <p>（解説）</p> <p>年度途中の需要増大への対応等やむを得ない場合には、この限りではない。</p> <p>（検討）</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
記録の整備【参】	<p>特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する下記記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないこととする。</p> <p>① 特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>② 提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（検討）</p> <p>国の基準に従うことでよろしいか。</p>
準用	<p>以下の特定教育・保育施設の規定を準用する。</p> <p>受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助、小学校との連携、教育・保育の提供の記録、地域型保育給付費等の額に係る通知、相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する市への通知、掲示、平等、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持、情報の提供、利益供与の禁止、苦情解決、地域との連</p>

	携、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分
--	-------------------------

特例地域型保育給付費に関する基準	
特別利用地域型保育の基準【従】	<p>特定地域型保育事業者が、教育認定の子どもを利用させる場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>その場合には、当該特定地域型保育事業での利用定員を超えないものとする。</p>
	<p>(解説)</p> <p>特別利用地域型保育とは、3歳以上の教育認定子どもに対して提供される地域型保育事業をいう。</p>
特定利用地域型保育の基準【従】	<p>特定地域型保育事業者が、保育認定の子どもを利用させる場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>その場合には、当該特定地域型保育事業での利用定員を超えないものとする。</p>
	<p>(解説)</p> <p>特定利用地域型保育とは、3歳以上の保育認定子どもに対して提供される地域型保育事業をいう。</p>

付則	
<p>特定保育所に関する特例【従】</p>	<p>特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間施設型給付費を委託料として受領する。</p> <p>また、市から保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>
<p>利用定員に関する経過措置【従】</p>	<p>小規模保育事業C型にあっては、五年を経過する日までの間、「6人以上15人以下」とする。</p>
<p>連携施設に関する経過措置【従】</p>	<p>特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。